

# 生活を住み慣れた地域で あらしを紹介

介護保険制度について皆さんはどれくらい知っていますか。もし、お年寄りに介護が必要になっても、住み慣れた地域や家庭でできるだけ自立した生活を送れるよう、社会全体で支え合っつくみです。今回は、サービスを利用するまでのあらましについて介護高齢福祉課で話をお聞きし、また、ケアマネジャーとして活躍する、県介護支援専門員連絡協議会前橋圏域支部長の菊地恒夫さんにインタビューしました（担当は市民編集委員・須藤、杉山）。  
問い合わせは広報広聴課 890 6642へ。

## サービスを利用するには

介護が必要な状態になってしまったとき、介護保険サービスを受けるには、申請して「要介護認定」を受けることが必要です（下図のとおり）。認定された人は、それぞれの「要介護度」に応じて受けられるさまざまなサービスの中から、「いつ・どこで・どんなサービスを・どの事業者から」利用するのが選択。

サービス利用計画を作成してから利用しなければなりません。この流れのあらましを紹介しましょう。

### 認定を受けるための申請

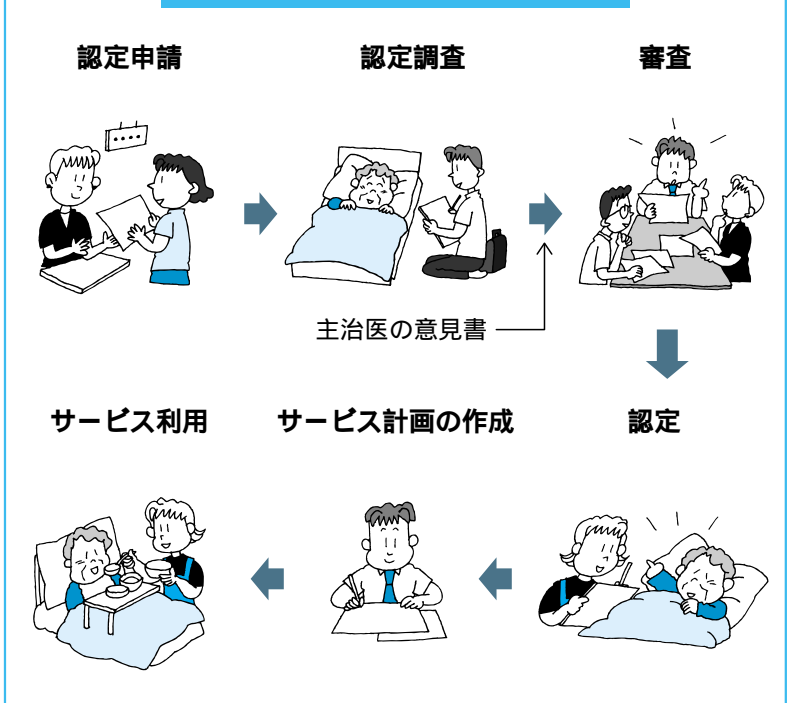
認定を受けるには、申請書と介護保険被保険者証（六十四歳以下の人は加入している医療保険の被保険者証）を用意して、介護高齢福祉課へ申請。本人だけでなく、県が指定した居宅介

護支援事業所や家族による代理申請もできます。

### 認定調査とは

市職員や市の委託調査員が自宅などを訪問し、日常生活について、聞き取り調査をします。主な調査項目は次のとおりです。まひ・拘縮、まひの有無、関節の動き、移動など、寝返り、起き上がり、座れるか、立つていられるか、歩行、複雑な動作など、立ち上がり、洗身、特別な介護など、床ずれの有無、飲み込み、食事や飲み水の摂取、排尿・排便、身の回りの世話など、歯磨き・洗顔・整髪、衣服の着替え、薬の内服、金銭の管理、電話の利用、日常の意思決定、コミュニケーション、視力、聴力、意思の伝達、受け答え、理解、問題行動、被害的、幻視幻

## サービスを利用するまでの流れ



以内に結果をお知らせしています。

**審査**  
聴感情の不安定、昼夜逆転、暴言暴行、大声、介護への抵抗、常時のはいかい、収集癖、火の不始末、不潔な行為、ひどい物忘れ

**審査**  
認定調査の結果や主治医の意見書をもとにして、介護認定審査会で介護の必要性と要介護度を審査します。審査会の委員は保健、医療、福祉の専門家で構成されています。

### 認定

介護認定審査会の判定をもとに、市が要介護認定を行います。原則として、申請日から三十日

### サービスの利用

作成した計画に基づき、サービスを利用。原則として、サービス費用の一角を自己負担します。